

## 複数税率の導入まであと1年

2019年10月1日から消費税の税率が10%になると同時に「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に軽減税率（8%）が導入されます。

### 消費税率

区分	適用時期	現行	2019年10月1日以降	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7%	1.76%	2.2%
合計		8.0%	8.00%	10.0%

### 税率判定で留意すべき取引事例

勘定科目	軽減税率	標準税率
福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員食堂で提供する食事</li> <li>自動販売機で販売するジュースやパン、お菓子等の販売</li> </ul> 販売奨励金等は仕入に係る対価の返還等に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、医薬部外品、再生医療等に該当しない栄養ドリンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>忘年会等の飲食店での食事</li> <li>医薬品、医薬部外品、再生医療等に該当する栄養ドリンク</li> </ul>
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>客室の冷蔵庫にある飲料（酒類を除く）</li> <li>列車内のワゴン販売等による飲食料品（酒類を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル等のルームサービス</li> <li>列車内の食堂車における飲食料品の提供</li> </ul>
新聞図書費	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期購読している新聞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニで購入した新聞</li> <li>電子版の新聞</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議に出されるお弁当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーティ等のケータリングサービス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミネラルウォーター</li> <li>コーヒー生豆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金</li> </ul>

軽減税率の導入により納税者には仕入税額の要件に区分記載請求書等保存方式が追加されます。また、**2023年10月1日**からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）が導入され、「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### 控除対象仕入税額の計算方法

帳簿方式（現行）	適格請求書等保存方式
割戻計算 課税仕入れの金額に 7.8/110 を乗じて計算する。	積上げ計算（原則） 適格請求書等に記載された消費税額等の合計額に 78/100 を乗じて計算する。

これらの対応のため、システムの改修等が必要になりますが、「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」において、プログラムの修正が、消費税法改正による**軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されている**ことにつき、作業指図書等で明確にされている場合には修繕費として全額損金算入を認めています。

また中小企業等に対しては、軽減税率対策補助金事務局から複数税率対応レジの導入等支援（A型）、電子的受発注システムの改修等（B型）支援として補助金の申請を受け付けています。

### 今後の予定

年月日	手続き
2019年6月28日	軽減税率対策補助金（B型 システム改修等）の交付申請書の提出期限
<b>2019年9月30日</b>	軽減税率対策補助金の対象システム等の導入及び支払期日
2019年10月1日	標準税率10%と軽減税率8%及び区分記載請求書等保存方式の適用開始
2019年12月16日	軽減税率対策補助金（A型）及び（B型パッケージ製品等）の交付申請書の提出期限 軽減税率対策補助金（B型 システム改修等）の事業完了報告書の提出期限
2021年10月1日	適格請求書発行事業者の登録申請開始
2023年10月1日	適格請求書等保存方式の適用開始